

介護保険制度について

介護保険のサービスを受けられる方 [被保険者]

65才以上の方
(第1号被保険者)



要支援・要介護状態の人。

40～64才の方 (第2号被保険者)

医療保険に加入している方で、特定疾病(下記参照)により
要支援・要介護状態の方。



特定疾病とは次の16種類です

- 筋萎縮性側索硬化症(ALS) ●パーキンソン病 ●がん末期 ●慢性関節リウマチ ●糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 後縦靭帯骨化症 ●シャイ・ドレーガー症候群 ●脊髄小脳変性症 ●早老症 ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 骨折を伴う骨粗鬆症 ●閉塞性動脈硬化症 ●脳血管疾患 ●脊柱管狭窄症 ●慢性閉塞性肺疾患(肺気腫・慢性気管支炎・気管支喘息・びまん性汎細気管支炎等)
- 初老期における認知症(アルツハイマー病、ピック病、脳血管性痴呆、クロイツフェルト・ヤコブ病等)

介護保険の利用手続き

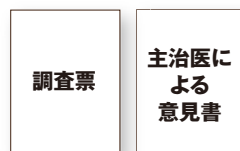
1 市区町村の窓口へ申請

申請手続きは本人、家族の他、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、
地域包括支援センター等に代行してもらう事ができます。



2 調査員の訪問

基本調査と特記事項(基本調査には盛り込めなく、調査員が特に重要
と思った事項)により利用者の心身の状態を調査します。



3 コンピュータによる1次判定

調査票および医師の意見書の一部をコンピュータにより判定します。



4 介護認定審査会による2次判定

1次判定、特記事項、主治医の意見をもとに、介護にかかる時間や
状態の維持改善する可能性を考慮し判断します。



非該当

認定

自立

自立した生活が
送れる全ての
高齢者

特定高齢者

介護や支援が必要となるおそれのある方

地域包括支援センター介護予防ケアプランの作成

地域包括支援センターの保健師等が、アセスメントを行い、生活機能
の改善や重度化の予防のためのプランを作成します。

介護予防事業

地域支援事業

- 運動器の機能向上 ●口腔機能の向上 ●認知症予防・支援
- 栄養改善 ●閉じこもり予防・支援 ●うつ予防・支援 ●その他

※地域支援事業は通所サービスを中心として行います。

介護保険制度

衣類・肌着・靴下

歩行補助用品

車いす・車いす関連用品

ベッド関連用品

床ずれ防止関連用品

移乗用品

入浴関連用品

排泄・トイレ・おむつ用品

住宅・安全管理

介護予防・レクリエーション

施設用品・コミュニケーション・防災用品

食事・口腔ケア

自活・自助具

生活・健康用品